

一般財団法人内藤泰春科学技術振興財団定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人内藤泰春科学技術振興財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。
2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、科学技術に関する研究開発のための助成を行い、科学技術の振興及びその普及啓発を行うことにより、国民生活の向上と国民経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 科学技術に関する調査・研究開発に対する助成
(2) 科学技術に関する国際交流に対する助成
(3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 財産及び会計

(財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。
2 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1の財産は、この法人の基本財産とする。
3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。
2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会の議決を得なければならない。
3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会及び評議員会の決議により別に定めるものとする。

(財産の管理・運用)

第8条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定めるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎年事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会で決議するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類（貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書））並びにこれらの付属明細書（以下「計算書類等」という。）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時評議員会において承認を得るものとする。

2 前項の計算書類等のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（また、従たる事務所に3年間）備え置くとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所）に備え置くものとする。

(1) 監査報告

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第11条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において出席理事の3分の2以上の議決を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同様の手続きを経なければならない。

(会計原則)

第12条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第13条 この法人に、評議員3名以上6名以内を置く。

(選任等)

第14条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員は、この法人又はその子法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

3 評議員のいずれか1名とその親族、その他特殊な関係にある者の合計数が、評議員の総数の3分の1を越えてはならない。また、同一団体の関係者の合計数が、評議員の合計数の3分の1を越えてはならない。

4 評議員の異動があったときは、2週間以内に登記をしなければならない。

(権限)

第 15 条 評議員は、評議員会を構成し、第 18 条第 3 項に規定する事項の決議に参画する。

(任期)

第 16 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結時までとする。ただし、補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は再任されることができる。
- 3 評議員は、第 13 条で定めた評議員の員数が欠けた場合には辞任又は任期満了後においても、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第 17 条 評議員は無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前各項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第 2 節 評議員会

(構成及び権限)

第 18 条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。
- 3 評議員会は、次の事項を決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 理事、監事及び評議員の報酬並びに費用の額及びその規程
 - (3) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
 - (4) 定款の変更
 - (5) 残余財産の処分
 - (6) 基本財産の処分
 - (7) その他評議員会で決議するものとして一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及びこの定款で定める事項
- 4 前項にかかわらず、個々の評議員会において、第 21 条第 1 項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外は、決議することができない。

(種類及び開催)

第 19 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第 20 条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 前項に関わらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
- 4 第2項の請求をした評議員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。
 - (1) 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合。
 - (2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の日とする旨の通知が発せられない場合。

(招集の通知)

- 第21条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。
- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

- 第22条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(定足数)

- 第23条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

- 第24条 評議員会の決議は、この定款に特に規定するものを除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 役員等の責任の一部免除
 - (3) 定款の変更
 - (4) 事業の譲渡
 - (5) 法人の継続
 - (6) 合併契約の承認
 - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (8) その他一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第189条第2項で規定する事項
 - 3 第1項前段において、議長は、評議員として議決に加わる権利を有しない。

(決議の省略)

- 第25条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第26条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第27条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第4章 役員及び理事会

第1節 役員

(種類及び定数)

第28条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上5名以内
 - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、理事長をもって代表理事とする。
- 3 理事長以外の理事を、業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第29条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 理事及び監事は、この法人又はその子法人の理事及び監事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事又は監事のいずれか1名とその親族、その他特殊な関係にある者の合計数が、理事又は監事総数の3分の1を越えてはならない。また、同一団体の関係者の合計数が、理事又は監事総数の3分の1を越えてはならない。

(理事の職務・権限)

第30条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 業務執行理事及びそれ以外の業務を分担執行する理事の権限は、理事会において別に定めるところによる。

4 理事長、業務執行理事及び前項の業務を執行する理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第31条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成す

- ること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を監査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
 - (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
 - (4) 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
 - (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
 - (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
 - (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
 - (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

- 第 32 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 役員は再任されることができる。
 - 4 役員は、第 28 条第 1 項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

- 第 33 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないと認められるとき。

(報酬等)

- 第 34 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 前各項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

(取引の制限)

- 第 35 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

- 第 36 条 この法人は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 198 条において準用される第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 2 節 理事会

(構成)

- 第 37 条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第 38 条 理事会は、法令及びこの定款に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長及び業務執行理事の選任及び解任
 - (4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
 - (5) 規則の制定、変更及び廃止
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
 - (6) 第 36 条の責任の免除

(種類及び開催)

- 第 39 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。
- 2 通常理事会は、毎事業年度 2 回開催する

- 3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第33条第1項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

- 第40条 理事会は理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。
- 2 理事長は、前条第3項第2号または第4号前段に該当する場合は、その請求のあった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(招集の通知)

- 第41条 理事会を招集するときは、理事会の開催日の1週間前までに、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、各理事及び各監事に対し、通知を発しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

- 第42条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

- 第43条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。
- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
 - 3 第1項前段において、議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。

(決議の省略)

- 第44条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

- 第45条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した

- ときは、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第 30 条第 4 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

- 第 46 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第 5 章 賛助会員

(賛助会員)

- 第 47 条 この法人の目的に賛同し、この法人がその目的の達成のために行う事業に協力する個人又は団体を、賛助会員とすることができる。
- 2 前項に関する必要な事項は、理事会及び評議員会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 6 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

- 第 48 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決を経て変更することができる。ただし、第 3 条に規定する目的並びに第 14 条第 1 項に規定する評議員の選任及び解任の方法については変更することができない。
- 2 前項ただし書きにかかわらず、評議員の全員が賛成するときは評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 4 分の 3 以上の議決を経て、第 3 条に規定する目的並びに第 14 条第 1 項に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。

(合併等)

- 第 49 条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

- 第 50 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 202 条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(残余財産の処分等)

- 第 51 条 この法人が解散等により清算するときにおいて有する残余財産は、評議員会の決議を経て、類似の事業を目的とする他の公益社団法人、公益財団法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
- 2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第7章 委員会

(委員会)

- 第52条 この法人は、事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会の決議により、委員会を置くことができる。
- 2 委員会の委員は、理事会が選任する。
 - 3 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 事務局

(事務局)

- 第53条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。
- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。
 - 3 事務局長その他の職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

- 第54条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。
- (1) 定款
 - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
 - (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 事業計画書及び収支予算書
 - (5) 役員等の報酬規程
 - (6) 事業報告書及び計算書類等
 - (7) 監査報告書
 - (8) 定款に定める機関の議事に関する書類
 - (9) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前号各号の帳簿及び書類等の備置き及び閲覧等については、法令の定めによる。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(公告)

- 第55条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。
- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 補則

(委任)

第56条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

<附則>

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特別民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. この法人の設立の登記の日に就任する理事及び監事は、別紙役員名簿記載のとおりとする。
4. この法人の最初の代表理事は、別紙役員名簿記載のとおりとする。
5. この法人の最初の業務執行理事は、別紙役員名簿記載のとおりとする。
6. この法人の最初の評議員は、別紙役員名簿に掲げる者とする。

以 上

別表第1 基本財産

財産種別	場所・物量等
定期預金	りそな銀行 赤坂支店 定期預金 3,000,000 円

役 員 名 簿

・理事会（3名以上5名以内）

理 事 鈴木 隆
理 事 岩田 鐵夫
理 事 海老澤 昭
理 事 鈴木 啓祐（業務執行理事）

東京都杉並区南荻窪1丁目33番21号

代表理事 鈴木 隆

・監事（1名以上2名以内）

監 事 高村 壽一
監 事 篠原 重男

・評議員会（3名以上6名以内）

評議員 畠山 泰雄
評議員 石山 隼人
評議員 大森 豊明
評議員 角田 大定

以上